

【論 文】

天保飢饉と家族の損壊・再生 —石見国今浦に見る—

廣嶋清志

(島根大学名誉教授)

摘 要

人口553人、戸数99の今浦では天保の飢饉で1838年に死亡が69.7%の家に生じ、人口の25.8%が死亡した。この死亡の結果、1841年までに各家に起こった事象を観察した。(1) 戸主は35.4%が死亡し、新戸主が順当に倅になったのはその51.4%で、うち33.3%では戸主就任にともなって同時に結婚した。つまり、戸主の死亡が結婚(8割が初婚)を引き起こした。いずれもその結婚年齢はやや遅い(29歳と30代が各50%)。女房が新戸主の場合は戸主死亡の14.3%で、その1/5で再婚を発生させた。(2) 女房は38.9%が死亡し、その4割が戸主も同年に死亡したので、女房と死別した戸主は全家数の16.2%である。このうち直ちに再婚したのはその37.5%で、かなり高い割合ですぐに替わりの女房を得ているといえる。(3) 倅は20.7%が死亡したが、その12.9%、4件は嫁がいてこの死別した嫁は半数2人が再婚した。その相手はどちらも死亡した「倅」の弟である。つまり兄嫁が弟と再婚した。

以上のように結婚は単に死亡者の欠落を埋めるために生じただけでなく、その欠落の発生を機に家、家族を再興しようとする復元力が働いたものと考えられることができる。その復元力は結婚の形成の柔軟な仕組みなどに加えて、やや晩婚の息子が存在しているなど家の中に予備となる家族員が存在している(西南日本型家族)ということも条件となっている。

キーワード：天保飢饉、死亡、結婚、新戸主、晩婚

はじめに

江戸時代の飢饉は各地において多くの死亡を発生させ、人口の減少をもたらしたが、遅かれ早かれこの人口減少はその後に回復していった。その回復過程においては村や藩、また幕府による対策が行われてきた(渡辺2013)が、同時に家族および人口そのものが回復力を発揮した。従来、飢饉に関する人口学的な研究は、死亡の発生、人口の減少を中心に行われてきた(木下2002、高橋2010、川口2021)⁽¹⁾が、その回復過程については十分研究されていないと思われる。この人口の回復がどのようにして起こるのか、かつて筆者は天明飢饉について飢饉後高出生率仮説などを述べ、(廣嶋2021、2023)、飢饉による人口の波動が生じることを明らかにした。本

稿は飢饉についてこのような家族・人口の持つ回復力が発揮される過程を、とくに出生の前提となる結婚に焦点をあて、その発生が死亡の発生とどのように関わっているかを研究する。

対象とするのは石見国の沿海の一農村、今浦(遼摩郡今浦、現島根県大田市温泉津町今浦)で、1776(安永5)年から1841(天保12)年までの66年中54年分の残された今浦の宗門改帳(小林2003)を利用するが、天保の飢饉期の中でもとくに死亡数の最も多かった1838(天保9)年分を中心に分析する。なお、天明期の死亡は本宗門改帳では記録されていない⁽²⁾。

また、年齢はすべて数え年である。

死亡者の発生は村人口増減事象のひとつとして1798(寛政10)年から各年の宗門改帳の帳末にまとめて全員書き上げられている。これらは当年正月と2月に死亡した者および前年(去と記載)3月から12月までの死亡者、合計1年分が列記される。というのは、宗門改帳本文の各人は各年の3月1日現在に村に存在する者だからである⁽³⁾。したがって、ある年の宗門改帳に書かれた人口増減事象はその前年3月から12月および当年正月から2月までに発生したもので、これは主として前年に発生したものと見えるから、発生年次は前の年次として扱うのが適当である⁽⁴⁾。

この人口増減事象の列記には前年改めと当年改めの間に出現してまた消滅した者は記録されず欠落する。その理由は煩雑を避ける一種の合理精神によると思われるが、宗門改帳は増減事象そのものに関心があるのではなく、村の当年人口が前年人口からどう変化したかを裏付けることに関心があるからとも見える。この代表的な欠落の例がよく知られているように乳児死亡である。改めの中の1年間に出生と死亡が両方起こった乳児死亡はその出生も死亡も把握されず、実際に発生した乳児死亡の約80%程度が把握されるが、20%程度の過小となるといわれている。したがって、以下の記述において死亡件数と出生件数が乳児死亡分過少であることに注意を要する。同様に、結婚がその発生と早い解消によって把握できないことがあることには注意を要する。結婚の発生痕跡がない場合にはそれを無視するが、結婚の当事者の片方が帳面に現れないまま出生児だけが残される場合は結婚の発生が隠されているものとして注意する。

既存研究において、飢饉期の死亡率の高さを直接に示した研究は天保の飢饉期に限ってもほとんど見られないが、その数少ない記述は次のとおりである。速水(2009:55)は「幕府調査によって、1834-40年間の人口の変化率をみると、この間で人口が増加したのは全68国中8カ国にすぎず、27カ国では5%以上の減少を示している。」としている。木下(2002:117)は(山形県)山家村の天保期の最高の粗死亡率が1837年の約6.5%とし、「徳川期の飢饉は、死亡率の高さという観点からみれば、数多く存在する死亡率のピークのうちのひとつに過ぎない」としている。Tsuya and Kurosu(2004:266)は東北地方の下守屋、仁井田の二村の1830-39年平均の粗死亡率は2.64%で前の時期より0.1%ポイントほど高いが以後は低下していくことを指摘する。また、中島(2016:58)は人口2000-4000人の大村である(長崎県)野母村について「村落の何割の人口が減少するような死亡数の急増がなかった」としている。これらの指摘からみて次節以後で示す今浦の死亡率の高さ(25.8%)は全国的に見ると最高率の部類に入ると見える。その意味で今浦は死亡の結果に焦点を当てる本研究に適した対象である。

後述のように死亡数が頂点に達した1838年にはこの村の家の7割に死亡者が発生し、人口の

4分の1が死亡するという大被害に遇いながら村の全死亡者143名が翌年には克明に記録されていることはまことに驚くべきことである。

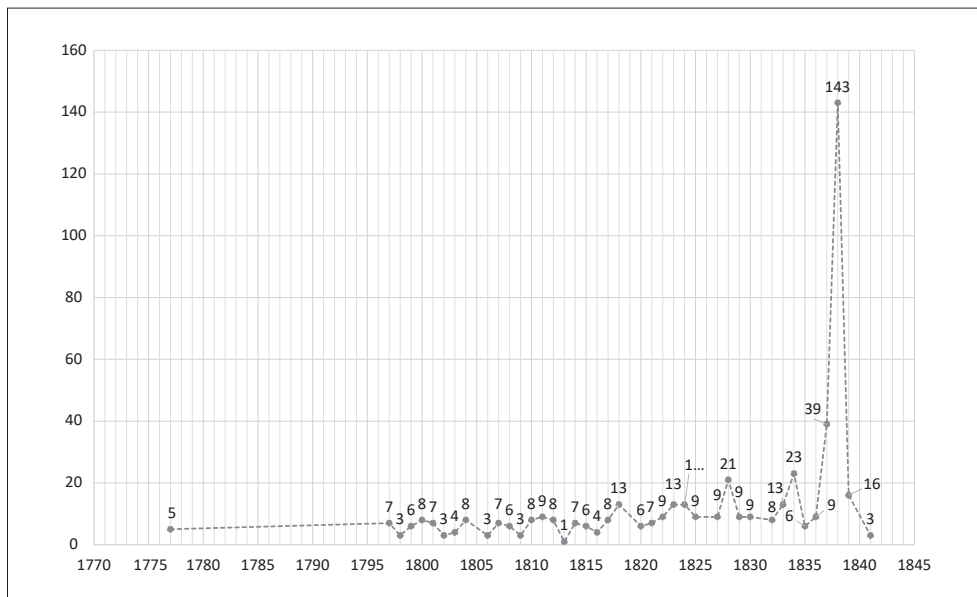
1840年の宗門改帳は残念なことに失われているが、1839年のそれと1841年のその間にほとんど矛盾がないことなどから、その欠落は飢饉とは関係のない後年の事情によるものとみられる。

以下ではまず死亡自体について若干の分析をしたあと、死亡の結果、とくに結婚が起こったかどうかを検討する。また、その最後に逆の方向に1838-41年に起こった結婚をすべて取り上げ、その起こった家において死亡の発生があったかどうかを検討することによりその影響を考察する。後者の方向では死亡と関係なく起こった結婚も取り上げることができる。

1. 飢饉期の死亡

宗門改帳に見られる今浦における年次別の死亡件数は図1に示すとおりで、天保の飢饉1835-1839年については各年それぞれ6、9、39、143、16件で、1837、38年に特異的に多い件数がみられる。そこでここでは、最大の死者数の出た1838(天保9)年の143件について以下の分析を行うことにする。念のため記すと、以下本稿の主たる対象となるこの「1838年の死亡者」とは1839年3月の宗門改帳の帳末にまとめて記載された1838年3月から1839年2月までの死亡者を指す。

図1 今浦の年別死亡数



1838年の各死亡についてその発生した各家、世帯⁽⁵⁾にどのような結果が起きたかを調べる。1838、39、41年の3冊の宗門改帳により1838-41年の4年間に何が起こったかを以下の節で観察する。なお、1840年については宗門改帳の帳面は欠けているが前後の年次の付箋などに関連する記載がある場合がある。ただし、1841年に分かった事実、たとえば結婚などは実際には前

年に起ったことかもしれない。

今浦の人口は1836年に最高の617人であったが、1837年612人、1838年553人、1839年に412人となった。したがって、1838年の粗死亡率は $143/553=25.8\%$ の高さである⁽⁶⁾。つまり1838年3月から39年2月までの1年間で村の人口の4分の1が死亡した。

この粗死亡率の高さはかなり特異なものとみられる。近隣村の天保飢饉期の死亡率はあまり知られていない⁽⁷⁾が、石見国と隣接する出雲国神門郡の全102村、計5、6万人の天保飢饉期の人口増加率の一部データがある。これがこのときの最大の死亡率、つまり最小の人口増加率であったかどうかは不明であるが、たまたま残っている1837(天保8)年におけるの最小の人口増加率は沿海の板津村-18%、山間の吉野村-19%(廣嶋2016)で出生率など増加の要因を2%と仮定すると死亡率はそれぞれ約20%となり、これと比較すると今浦の死亡率はこれよりもさらに高い。なお、同じ1837年の神門郡全体の人口増加率は-5.1%で、同じ仮定のもとで死亡率は7.1%程度と推定される。繰り返すが、これが天保の飢饉期での神門郡の各村における最大の死亡率かどうかは確証がない。ともかく、今浦のこの死亡率の高さは山陰地域で最高率の部類であるといえる。

2. 死亡の属性

1838年の死亡者の死亡月をみると、表1のように4月が最大で、4、5月に集中している。4月は閏4月も含んでいるはずであるが⁽⁸⁾、それでも4月、5月に集中していることには変わりない。このような春における集中については、鬼頭(1983:138)が天保飢饉期を含む死亡の月別パターンに関して「端境期の食糧品高騰に基づく栄養不足と流行病の発生が重なって、収穫期前の春夏の死亡を増加させた」としていることが当てはまると考えられる。なお、前年の1837年については、表2のように春への集中は微弱で1838年のような疫病の流行はなかったとみられる。

表1 1838年死亡者の死亡月

月	計	性別	
		女	男
2	1	-	1
3	4	2	2
4	105	44	61
閏4	4	3	1
5	21	11	10
6	5	3	2
7	1	1	-
8	2	2	-
総計	143	66	77

1839(天保10)年の宗門改帳による。1838年3-12月および1839年1、2月の死亡者数。

表2 1837年死亡者の死亡月

月	計	性別	
		女	男
1	1	1	-
2	3	2	1
3	6	3	3
4	6	1	5
5	5	2	3
6	4	3	1
7	2	1	1
8	4	1	3
9	3	3	-
10	1	1	-
11	2	2	-
12	2	1	1
総計	39	21	18

以下では、1838年の死亡者に限定してみていくことにする。家別の死者の発生を表3で見ると村の家総数99のうち死亡者の出た家は69軒、 $69/99=69.7\%$ で、実に7割の家に死亡者が発生し、家が損壊されたといえる。さらに家1軒あたり平均では $143/69=2.07$ 人の死亡者が発生したが、表のように死者1人は29軒であり、2人以上、複数の死者を出した家が40軒と過半数を占める。最大では1軒で6人の死亡者を出している。このような集中した発生の仕方はやはり疫病の流行をうかがわせる。また各家の打撃が大きいと推測される。

表3 1838年の家別死者の数

家の死亡者の数	家数
計	69
1	29
2	19
3	13
4	4
5	3
6	1

全家数99について。

性・年齢別に死亡率を見ると、図2のように男女とも30歳以下では約20%で、31歳以上では次第に高くなり、51歳以上では約50%である。ただし、さきに述べたように宗門改帳の性格から乳児死亡率は完全には捉えられていない。性・年齢別別死者は表4のように、男がやや多いが、図2のように死亡率は年齢別にみて男女差はあまりない。むしろ死亡率の高くなる40代、50代で女の死亡率が高いように見える点は注意を要する(後述)。

図2 1838年の性・年齢別死亡率

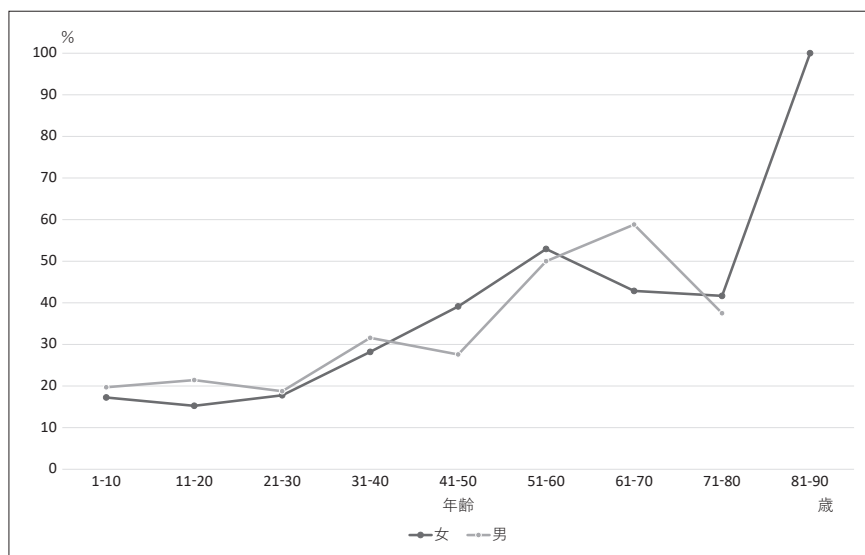


表4 性・年齢別1838年死亡数

年齢	計	女	男
1-10	23	10	13
11-20	24	9	15
21-30	17	8	9
31-40	23	11	12
41-50	17	9	8
51-60	16	9	7
61-70	13	3	10
71-80	8	5	3
81-90	2	2	-
総計	143	66	77

持高別にみると(表5)、男女とも石高の少ないほど死亡率が高いといえ、無高層の死亡率は30.2%で1石以上層(15.4%)の約2倍となっている。なお、年齢別の死亡率はかなり異なるので、念のため各持高階層の年齢構成の違いの影響を除いて、総数の年齢構成を用いて各持高階層の粗死亡率を計算する(年齢標準化粗死亡率)と階層の低い順に30.3%、22.6%、18.8%となり、階層差は少し縮まるがほとんど変わりがないといえる。つまりこの階層差は各階層の年齢構成の違いによるものではないといえる。飢饉から階層を問わず多くの人口が影響を受けたとはいえ、やはり経済的條件の差が影響していると考えられる。

表5 持高別死亡率(1838年) (%)

	女	男	計
死亡率			
無高	30.2	29.1	29.6
0-1石	21.1	25.8	23.5
1石以上	15.4	15.6	15.5
人口			
無高	106	127	233
0-1石	123	124	247
1石以上	33	40	73

年齢標準化粗死亡率

死亡者数を戸主⁽⁹⁾との続柄別にみると、表6のように戸主(35件、24.4%)、倅(31件、21.7%)、女房(28件、19.6%)の3者(計94件、65.7%)が中心であるのは、高年齢ほど死亡率が高いことの現れであるといえる。

各続柄別の人口に対する死亡率は戸主35.4%、女房38.9%、倅20.7%である。戸主より女房の死亡率が高いのには社会的背景があるかもしれないので、興味深い⁽¹⁰⁾。以下では、戸主、女房、倅の順にその死亡の影響を検討する。

こちらの方向の検討は死亡と関係ない結婚の発生を含まないが、死亡をいかに受け止めたかというメカニズムを知ることができると思われる。

表6 戸主との続柄別死者数および死亡率(1838年) (%)

	計		女	男	計 (%)		
	人数	死亡率			計	女	男
戸主	35	24.5	2	33	35.4	33.3	35.5
女房	28	19.6	28	0	38.9	38.9	-
倅	31	21.7	0	31	20.7	-	20.7
娘	19	13.3	19	0	16.4	16.4	-
嫁	0	0.0	0	0	0/8	0/8	-
父	4	2.8	0	4	40.0	-	40.0
母	11	7.7	11	0	45.8	45.8	-
弟	5	3.5	0	5	26.3	-	26.3
妹	3	2.1	3	0	20.0	20.0	-
孫	4	2.8	1	3	23.5	16.7	27.3
祖母	1	0.7	1	0	100.0	100.0	-
伯母	1	0.7	1	0	33.3	33.3	-
奉公	1	0.7	0	1	11.1	0.0	25.0
総計	143	100.0	66	77	25.9	25.2	26.5

3. 戸主の死亡

各家の戸主の35.4%が死亡したのであるから、世帯、家族には大きな影響が及ぼされたと考えられる。そこで、戸主死亡の35件についてその後の家の変化を分析する。なお、戸主は表7のように典型的には男・既婚(31件、31/35=88.6%)であるが、女2件(5.7%)、未婚・男2件(5.7%)、未婚・女は0件で、性・年齢・配偶関係が少し雑多であることに注意を要する。この点でつぎの節で見る女房の性・配偶関係が決まっている(女・有配偶)のと対照的である。

表7 死亡戸主の属性

年齢	女		男			計
	既婚	計	既婚	未婚	計	
11-20	0	0	0	1	1	1
21-30	0	0	1	1	2	2
31-40	0	0	8	0	8	8
41-50	0	0	6	0	6	6
51-60	2	2	6	0	6	8
61-70	0	0	9	0	9	9
71-80	0	0	1	0	1	1
計	2	2	31	2	33	35

戸主の死亡と同時に替わって新しく就任した戸主、新戸主について元の続柄をみると表8のようになる。35件のうち、もっとも多い18件=51.4%が倅であるが、つづく7件20.0%は「なし」つまり新たな戸主がない場合で、これは家が消滅したこと、つまり絶家を意味する。戸主が死亡した場合20%が絶家となる。残る28件、80%の家では世帯内の誰かが新しい戸主になってとりあえず家が存続された。

表8 元の続柄別新たな戸主

もとの続柄	件数
なし	7
倅	18
女房	5
娘	2
弟	1
母	1
他	1
総計	35

3.1 家の消滅

この家が消滅した場合7件に何が起こるかを表9にみる。全員死亡の場合はなく、(もと)女房と子1人となったのが1件で、残りはすべて子どものみが残される6件で、計7件(11人)である。「女房と子」の女房は縁組み解消により子供とともに引っ越ししている。子どもだけが残る場合は、他の家に行き奉公となるのが計4人で、残る5人は不詳である。村から出る場合の記録の中になく、他の家にも同名のものは存在しないので、この5人は実際は死亡なのかもしれないが、ともかく翌年の帳面から消えている。奉公とは他の家に奉公として入る場合で、親戚の家である場合であっても親戚として引き取られるのではない点が注目される。

以上のように家の消滅の仕方が示されていて、全員が死亡した場合は0であり、奉公(4人

表9 新戸主なし7件の内訳

残された成員	件数	年齢	結果
全員死亡	0		
子ども			
3人	1	12+10+3歳	不詳3人
2人	1	8+6歳	奉公2人
1人	2	18、3歳	各奉公計2人
1人	2	12,14歳	各不詳計2人
女房と子	1	21+1歳	離縁引越2人
総計	7		不詳5人奉公3人引越2人

/11人)が家消滅後の主たる形態のひとつとなっている。このように奉公が家崩壊時の救済策として機能していることは、村の人口における奉公人の割合が天明飢饉期の最高11.4%からしだいに1%以下に減少していたあと天保飢饉期には再び上昇し5%を超えたこと(廣嶋2021: 37、図19)にも現れている。

3.2 新戸主が倅

死亡戸主に替わって新戸主になった者のもっとも多いもとの続柄は、表8に戻るが、倅18件、 $18/35=51.4\%$ で、約半分を占める。新しい戸主が倅の場合の18件についてその年齢を見ると表10のように、戸主としては若すぎる14歳からやや遅い36歳まで分布しているが、一応順当な家の引き継ぎといえる。

倅の戸主就任によって世帯の中に起こった変化をみると(表11)、戸主の結婚6件、 $6/18=33.3\%$ が同時に起ったことを示している。そのうち初婚は5件、再婚は1件である。戸主の死亡により倅が新戸主になり、このことが新たな結婚(主として初婚)を引き起こしたといえる。いずれもその結婚の年齢はやや遅いといえ、何らかの事情があって遅れていたとみられる。

35歳の新戸主の場合(家55A)、宗門改帳には1837年に倅長蔵と娘「すみ」と書かれたものが、38年には戸主長蔵と女房「すみ」と書かれ、文字通りに読むと兄妹婚となるが、長蔵は1833年に29歳で養子としてきており、婿養子婚が38年に記帳されたものである⁽¹¹⁾。これは戸主の死亡と交代が発生したことがきっかけとなって記載されただけで異常な結婚ではない。

表10 新戸主倅の年齢

年齢	件数
14	1
17	3
18	2
21	1
26	1
28	3
29	3
34	2
35	1
36	1
総計	18

表11 倅が戸主になり同時に結婚した6件の結婚年齢と詳細

	戸主就任年齢 (歳)				
	29	34	35	36	計
初婚	1	0	0	0	1
初婚(未婚の兄31歳いる)	1	0	0	0	1
再婚(妻25歳初婚)	1	0	0	0	1
初婚(兄嫁33歳と)	0	1	0	0	1
再婚(1833年29歳で「妹」と婿養子婚)	0	0	1	0	1
初婚、妻は再婚37歳、連れ子あり。他家を吸収	0	0	0	1	1
計	3	1	1	1	6

3.3 新戸主が女房

続いて多いのが新戸主が女房の場合5件、14.3%である(表8)。この5件についてみると(表12)、その年齢は25-37歳で、結果としてできた世帯の規模は0-3人である。世帯規模0人とは家が消滅したものの2件で、そのうち1件(37歳、家75)は39年に2人世帯を形成したが、41年には再婚のため(死亡した戸主の弟と。注12参照)家が消滅した。もう1件は本人の1839年

以後の記載はなく不詳であり、未婚の子2人は「奉公」となっている。残る他の3件はそれぞれ新戸主のまま1841年まで存続している。

このように女房が新戸主の場合、再婚を1件発生させたが、他の4件は再婚の発生待ちともみられる。家が断絶した場合やはり子は「奉公」として生きる(2人)。

以上が戸主死亡の場合35件の結果であるが、振り返ってみると、このうち戸主が男で有配偶の者は24人で、同数の「女房」が戸主の死亡によって死別者となった。この死別女房についてみると、再婚は表12の1件(1/24=4.2%)のみであり、それも家は消滅している。多くは(6件、集計表は非表示)倅が新戸主となり、自分は「母」となる道である。死別戸主つまり女房に死なれた戸主は表13(後掲)のように再婚が6件(6/16=37.5%)であるのに比べるとはるかに少ないといえる。ここにも家の継続に対する男優位の仕組みが現れているといえる。

表12 新戸主が女房だった者の年齢別件数

年齢	世帯人員			計
	0	1	3	
25	-	1	-	1
29	1	-	-	1
32	-	-	1	1
33	-	-	1	1
37	1	-	-	1
計	2	1	2	5

世帯人員0人は絶家。年齢37歳(家75)は他家に入り再婚(もとの夫の弟)、年齢29歳は本人の行方不詳であるが、子2人は「奉公」となった。

表13 女房死亡28件の年齢と残された戸主の再婚

女房死亡年齢	女房死亡	戸主も死亡	戸主生存	うち戸主再婚
21-25	1	1	0	0
26-30	4	0	4	2
31-35	4	2	2	1
36-40	6	2	4	2
41-45	2	1	1	0
46-50	5	3	2	0
51-55	2	1	1	0
56-60	3	1	2	0
61-65	1	1	0	0
計	28	12	16	5

1838年に女房が死亡した戸主28人とそのうち1841年までに再婚した者を示す。

4. 女房の死亡

女房の死亡は戸主との続柄(表6)別にみて戸主、倅に続いて3番目に多く、28件19.6%である。女房は家、世帯をささえるものであるから、その死亡の世帯への影響は戸主の死亡に並んで大きいと想像される。28件のうち夫である戸主も同年に死亡したのは表13のように、12件(12/28=42.8%)で、残る16件(16/28=57.1%)は戸主が生き残った、つまり女房と死別した戸主(全戸のうち16/99=16.2%)が残された。

さらに残された戸主のうち直ちに再婚したのは6件、6/16=37.5%であり、その場合の女房の年齢は37歳以下であった(年齢各歳表は省略)。そこで37歳以下の女房だった戸主が生き残った8件に限定してみると再婚割合は6/8=75.0%である。かなり高い割合ですぐに(1841年までに)替わりの女房を得ているといえる⁽¹²⁾。

5. 倅の死亡

死亡した倅は31人で年齢別に表14のような分布になる。このうち4人には妻(嫁)がいて死別が起こったが、その大部分は嫁がない倅27人(離婚者1人を除き未婚26人)である。

この有配偶の倅に注目すると、倅の死亡により死別した嫁3人のうち2人は1939年に再婚した(家39、33)、。その相手はどちらも死亡した「倅」の弟である。つまり兄嫁が弟と再婚した。死別した嫁の死亡した「倅」(夫)の年齢は36歳以上(37、42歳)とやや高く、また弟も未婚としてはやや高い年齢(27、33歳)で次の戸主になるべき位置にあつて、結婚と同時に戸主になっている。ともに同時に改名をしている。ただし、33歳の弟の例は戸主の死亡が同時に起こっており、これはすでに戸主の死亡の項で述べた。

この2例をみると、37歳の倅死亡の場合、その戸主は生存していたが結婚を機会にその「弟」(夫)が戸主に交代したものである。42歳の倅死亡の場合、戸主も1838年に死亡して戸主

表14 年齢別倅の死亡と死別した嫁の再婚

年齢	計	うち死別した嫁あり	うち再婚
1-5	5	0	0
6-10	5	0	0
11-15	8	0	0
16-20	5	1	0
21-25	1	0	0
26-30	3	0	0
31-35	1	0	0
36-40	2	1	1
41-45	1	1	1
計	31	3	2

死別ありとは倅の嫁が存在。これらのうち2件が1839年に再婚した。

再婚の相手は2件とも「倅」(夫)の弟。

交代が起こった、この新たな「女房」と「戸主」とは1840年には倅を得ている（おそらく初子、1841年に3歳）。

このように次の戸主になるべき位置にいた有配偶の倅が失われた場合、つぎの戸主となるべき倅が世帯内に存在するなら、そこに「妻」を得て補充され新たな戸主が生まれるものとみられる。これらの場合、未婚の比較的高年齢の別の倅が存在しているという条件があったといえる。また、予定されていた戸主の交代が促進されたとみることでもある。

残る1件(22A)の嫁は再婚せず、離縁したが、その後他村で再婚したかもしれない。

以上、戸主、女房、倅以外の他の死亡者に関しては省略する（あとの節、7. 表15で触れる）。

6. 結婚の発生の要因としての死亡

以上の死亡の検討結果をあらためて結婚の発生に着目してまとめると、

- 1) 戸主死亡後、新たに戸主になった(もと)倅において6件(初婚5、再婚1)、
 - 2) 戸主死亡後、新たに戸主になった(もと)女房において1件(再婚)、(ただし、3)のうちの1件と重複するので合計の際には0件と数える)、
 - 3) 女房死後、戸主は再婚6件、
 - 4) 倅死亡後、その嫁が再婚2件(ともに弟嫁になる)、
- 計、14件の結婚(初婚5、再婚9件)が発生したことになる。

なお、この中には兄嫁が弟嫁になるという柔軟な結婚が倅死亡の場合の結婚2件、戸主の死亡の場合における1件(注12参照)、計3件がみられることも注目される。

1838年以後、1841年までの4年において発生した結婚数は、表15のように1838年5件、1839年6件、1840-1841年計18件、合計29件であるから、このうちの14件、 $14/29=48.3\%$ が死亡の起きたことによって発生したことになる。このように、結婚の発生の半分は飢饉期における死亡の発生と関わりをもっているといつてよい。したがって、死亡の発生にもかかわらず結婚が発生したというよりも、死亡の発生が結婚の発生を促進したといつてよいだろう。

7. 結婚の発生から見た死亡の影響

以上とは逆の方向に1838-41年における結婚の発生からみてその要因としての死亡の発生を検討して概観する。そこには死亡に関係しない結婚も含まれる。

1838-41年の結婚の発生は29件であり、これらについてその発生した家の中で1838年に死亡が起こったかどうか、どのような死亡が起こったかを明らかにし、その死亡が結婚に影響したかどうかを検討する。その結果が表15である。

この表に示すように、結婚は1838年に5件、39年に6件、40-41年に18件、計29件起こった。1840-41年の結婚18件は年あたり9件としても例外的に多いといえる。

各結婚を結婚年次別に分け、結婚の発生した家の家番号を示す。注目している1838年において各家で誰が死亡したのかをその戸主との続柄で示す。つぎに、翌年に戸主が交代した場合、その新しい戸主が誰かをもとの「戸主との続柄」で示す。つづいて、結婚したのが誰かをやはり戸主との続柄とその年齢を示す。その結婚が1838年の死亡の発生と関係があるかについての

表15 1838, 39, 41年の結婚とその家の1838年死亡

結婚年	家番号	1838年の死亡者	新戸主は元	結婚者	38年死亡との関係	備考	
1838	31	戸主、母	女房	戸主33	なし	戸主は結婚後死亡。女房は39年母になる。	
	58AA	戸主、倅、娘	養子17	戸主43	なし	戸主は結婚後死亡。女房は39年母になる。	
	5件	61A	戸主	倅	倅28	○	戸主死亡前に倅結婚。
		22A	倅、母	-	倅25	なし	倅は結婚後死亡。嫁は死別離縁。戸主は39年単身、41年再婚
		9C	(37年に父死亡)	(倅、長男)	戸主27	○	38年に分家、初婚
1839	55A	戸主	倅	戸主35	○	38年まで娘とされた者が女房になる。婿養子婚。	
	75A	女房、娘	-	戸主45	●	40年離縁、41年再婚。同年倅2歳、39年娘17歳39年養子とする。	
6件	39	倅(長男)	倅(次男)	嫁30が倅(次男)と	●	38年の戸主73は死亡せず、39年父になる。	
	105	娘	-	倅31	なし		
	12	叔母74	-	倅25	なし	39年離縁、41年再婚	
	37A	なし	-	倅31	なし	娘28は38年婚出	
1840-41	20	戸主	倅	戸主31	○	39年叔母死亡。	
	99	戸主	倅	戸主38	○	再婚? 女房も子2人連れ家絶家し再婚。	
18件	18A	戸主、女房	倅	戸主30	○	初婚。	
	70	(戸主37年死亡)	(倅38年)	戸主35	○	39年母死亡。	
	10AA	女房	-	戸主33	●	再婚。	
	12A	女房、倅	-	戸主45	●	再婚。	
	12B	女房	-	戸主45	●	再婚。41年に倅2歳あり。	
	58A	女房、母、娘	-	戸主49	●	再婚。父74歳、娘13歳、娘6歳の4人世帯だった。	
	5BA	女房、弟、倅	-	戸主35	●	再婚。	
	75A	(上の39年の結婚参照)	-	戸主47	○	39年再婚、離縁。41年再婚、同年倅1歳誕生。	
	58AB	(58Aの女房、母、娘)	(58Aで倅)	戸主29	○	39年単独分家。	
	22A	倅、母	-	戸主44	○	再婚。嫁38年正月入縁、倅死に離縁。39年単身になる。	
	2	母、弟	-	戸主33	○	39年父死亡。41年娘2歳あり。	
	9B	母	-	戸主30	なし	41年初婚、同年娘3歳いる。妹24歳、弟17歳がいる。	
	42A	(母37死亡)	-	戸主35	○	再婚。倅11歳、妹21歳と3人世帯だった。	
78	父、妹	-	戸主36	○	再婚。女房も他村の子連れ再婚。		
78A	本家78の父、妹	家78戸主弟	戸主42	○	39年分家、先妻の娘2歳と。41年再婚。		
12	なし	-	倅27	なし	39年倅25で結婚、同年離縁。41年再婚		
合計					○14、●7、なし8		

1838, 39, 41年の結婚について1838年の死亡との関連を示す。●死亡者の補充、○死亡者の補充ではないが関連が考えられる。

1840年は宗門改帳がないので、1841年発生とする事象は1840年に発生の可能性がある。

家番号のA、Bなどは分家を示す。

家12と75Aはこの間に離婚があり2回表示されている。

判断を符号●○で表す。●は死亡によって欠けた人を補充するような結婚である場合である。○は補充の関係ではないが、死亡者の発生が結婚の発生に繋がったことを示す。「なし」とは1838年に死亡者が発生していない、または発生していても死亡者の発生は結婚の後である場合であり、その他、結婚が死亡の発生と無関係に起こった場合を示す。

●は7件のうち6件が女房の死亡から生じているのが特徴である⁽¹³⁾。他の続柄は結婚によっては補充できないから当然である。

○の結婚の発生からわかることは、結婚の発生には補充だけでなく、戸主への就任の他、同居の母や妹の欠落など(22A など)いわゆる女手の欠落、その際同時に幼児、子どもや高齢の父の存在が促進要因になっていることも考えられる。以上のように、表15は前の死亡からみた分析3.4.5.では浮かび上がらなかった結婚に繋がる要因をも示唆している。以上のように○間接関連結婚(14件)は●補充結婚(8件)より多いことが注目される。

一方、「なし」で示した全く死亡と関係ない結婚も8件ある。しかし、この場合も無配偶者にとっては村の中や周辺地域に死別者、つまり再婚可能な人が増加するという状況がいくらかの影響を及ぼしてるとも考えられる。このように飢饉による死亡から死別者が発生して補充のために再婚が発生するというような直接的な関係より遙かに広い経路によって結婚が増えたといえる。

1838年以前の1835、36、37年において結婚数は1件、1件、3件という極少であることがわかっており(廣嶋2023)、飢饉の影響により結婚が抑制されていたものとみられる。飢饉後にその抑制、延期がなくなって増加しているという部分は存在するといえるが、飢饉後の結婚の増加は単に遅れていた結婚の取り戻しだけでなく、そこに死亡の発生による促進作用も加わって双方の影響によって結婚数が増加したものと考えられる。

おわりに

飢饉後に多くの結婚が発生したのは、飢饉時に多数の死亡が発生したことによって家族が損壊された結果、単にその欠落を埋めるための結婚が生じただけでなく、その欠落の発生を機に家、家族を再興しようとする復元力が働いたものと考えられる。その復元力は結婚の形成の柔軟な仕組みなどに加えて、やや晩婚の息子が存在しているなど家の中に予備となる家族員が存在しているということも条件となっている。今浦の家族は一般に晩婚であり(廣嶋2021)、「西南日本型直系世帯形成システム」(落合2015)の系統に属しているといえるが、このことは早婚である「東北日本型直系世帯形成システム」に比べ飢饉時の家族の損壊からの回復力がより強い構造をもっていると考えられる。

謝辞

本研究は2004-6年度鳥根大学法文学部山陰研究プロジェクト「宗門改帳データベースによる出雲・石見地域の生活様式の比較史研究」(代表廣嶋)、2007-10年度科学研究費研究「石見銀山嶺における人口増加開始期における人口再生産機構に関する研究」(代表廣嶋)、2011-13年度鳥根大学重点研究「山陰地方における地域社会の存立基盤とその歴史的転換に関する研

究」(代表小林准士)、2013-16年度科学研究費研究「日本の出生力転換開始の社会経済要因に関する研究—東西二地域の比較分析—」(代表廣嶋)、2017-19年度科学研究費研究「300年から読み解く日本の家族／人口論」の構築へむけた実証研究」(代表平井晶子)、2020-22年度科学研究費研究「徳川家族人口構造の地域的多様性に関する社会学的研究：地域三類型論再考」17H02589(代表平井)の研究成果の一部である。これらの科学研究はそれぞれ島根大学法文学部山陰研究共同プロジェクトとしても実施された。

本研究のデータ作成において山陰研究センターに在職されていた故和田美幸さんに大変お世話になったことに心から感謝したい。

注

(1) これについても、木下(2002: 116)は「徳川期の死亡クライシスに焦点を当てた研究は少なく、その特徴については未解明の部分が多い」としている。

(2) 今浦の天明飢饉期の死亡率はその人口増加率を基にして天保期の数分の1と推定した(廣嶋2023)。

(3) 宗門改帳は表紙に「三月」と書かれ、日付けはないが、3月1日(1日の開始時点)現在で書かれており、当年のことは1月(正月)、2月のみであり、前年のことは3月から12月までである。前年の1、2月は前年に作られた宗門改帳の範囲に含まれる。このことは今浦の宗門改帳の死亡者(1825年以後のみ)の記載を調べると次のようであることから裏付けられる。すなわち、「当正月」は13件、「当二月」10件、「当三月」1件、「当四月」0件、以下「当五月」以降「当十二月」まで0件。一方、「去正月」1件、「去二月」5件、「去三月」25件、「去四月」26件、「去五月」14件、「去六月」18、以下、類似の結果を省略。

なお、「当」、「去」は月が書かれる場合上記のように本来、自明であり、書かれていないことも多く、上記の計数はやや例外的に正式に書かれた場合であるので数が多くない(230余件)。

ついでながら、これに対して出雲国では4月1日現在で書かれているようである。

(4) しかし、廣嶋2021では誤認を避ける簡便のため、宗門改帳の年次を人口増減事象の発生年次としており、このため増減事象は1年遅れで記述されている。特定の年次を対象としないで傾向を把握する目的には大きな問題でないだろう。

(5) 宗門改帳に書かれる最小の人々の集団は石見銀山料の宗門改帳では、帳末に「家数合〇〇軒、人数合〇〇人」のように書かれ、明らかに家と称されていた。歴史人口学ではこの集団を世帯と呼ぶことが多いが、ここでは記載に従い主に家と呼ぶ。その集団の世代的な連続性が意識されているとき世帯と呼ぶのは不自然に感じられる。なお、宗門改帳のデータを分析するため、各家に識別番号＝家番号を振っている。

(6) より厳密には、粗死亡率は1838年の死亡143件の発生期間1838年3月から1839年2月に対応する延べ人口を分母人口としなければならない。延べ人口は、期首人口が1838年553人、期末人口が1839年412人であるので、その平均とし、粗死亡率は $143 / \{(553 + 412) / 2\} = 29.6\%$ と、若干高くなる。ただし、他の年次では簡単のため、各年(3月～翌年2月)の死亡件数をその年(死亡発生の期首)の人口で割る方法を採用しているので、ここでも簡略法による数値を本文に示す。

なお、期間を広げて計算すると、今浦の粗死亡率は1835-39年9.44%、1830-39年4.85%である。地域比較の際には、観察期間に注意が必要。

(7) 少ない例を挙げると、小川2017は和木村について図6により粗死亡率は天明期に1772年に14.0%の最

高を記録したのに対して天保期の1838年に2.2%であったことを示している。

今浦から日本海沿い北30キロメートル弱にある波根東村を中心に歴年(1772、安永元年～1846、弘化3年)のことがらを記録した『観聴随録』(加藤・加藤2011)によると、1838(天保9)年についてのみ「疫病飢饉死人」の数(564人)が村に旦那が多い2寺について書かれており、この年が今浦と同様に異常に多くの死亡が発生した特別な年であることを示しているとみられるが、この寺に対応する人口が得られないので死亡率は計算できない。ただし、他の資料からこの年の村人口の増加率が-2%であることがわかるので死亡率は約4%と推定できる。

- (8) この年に閏4月(29日)が4月と5月(各30日)の間にありながら件数が少ないのは不自然であるので、閏を書き落としてただ4月になっている場合もあるとみられる。
- (9) 宗門改帳には書かれていないが、各家の筆頭者を歴史人口学の慣例により戸主と呼ぶ。各人は通常戸主に対する続き柄が書かれている。戸主に対するものでない場合(例、○衛門倅)は戸主に対するもの(甥)に変換してデータ化する。
- (10) Tsuya and Kurosu(2004:281)は東北2村(1716-1870年)についての多変量解析により、戸主の女房に比べて嫁などの非直系親族の女性の地位の低さが死亡率の高さに表れているとしている。ただし、今浦の場合、嫁の死亡率は高いわけではない。
- (11) 家55Aでは1828年に一人息子の常吉25歳が死に1833年に長蔵が29歳で養子にきたあと、1834年に孫つね2歳が、1836年に孫「三市」1歳が記載され、長蔵とすみは事実上の夫婦であったとみられる。
- (12) 実際には女房の死による再婚の発生と戸主の死亡による再婚とは二つの家から起こっている例もある。1838年家75Aの戸主松兵衛は女房みよ36歳に5月に死なれ、翌1839年に下村から来たさよ39歳と再婚したが翌1840年正月に離縁し、翌41年には別家(家75)である兄甚平(1838年死亡、家75)の嫁うた40歳(死別時37歳)と再婚した。それぞれ1人の子を連れていた。同時に、うたの家75は1841年に消滅した。いわば分家が本家を吸収した。この場合、家75のうたから見れば戸主の死亡から生じた再婚であるが、家75は消滅したので、表15では家75でなく家75Aで結婚の発生としている。

この例では女房死亡と戸主死亡からの再婚が別の家から二重に数えられていることになる。

- (13) 表15で75Aでの再婚は1839年と1841年の2回生じていることを示しているが、あとの再婚は直接に死別によるものではないとしている。

文献

- 小川斉子2017「近世中後期の石見国海村の宗門改帳と人口動態：浜田藩領那賀郡和木村を事例として」
廣嶋清志編『日本の人口転換開始の地域分析』2013-16年度科研報告書。
- 落合恵美子2015「徳川日本の家族と地域性研究の新展開」落合恵美子編『徳川日本の家族と地域性—歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房。
- 加藤三右衛門・加藤三蔵階喜2011『観聴随録』加藤利寛製本、大田市立東部公民館。
- 川口洋2021「天明期の冷害に伴う人口変動」、井上孝・和田光平編『自然災害と人口』原書房、27-50。
- 鬼頭宏1983『日本二千年の人口史』PHP研究所。
- 木下太志2002『近代化以前の日本の人口と家族—失われた世界からの手紙—』ミネルヴァ書房。
- 小林准士2009「石見国迩摩郡今浦文書目録」(資料紹介)『山陰研究』2:19-42。
- 高橋基泰2010「飢饉時の人口変動と家族・親族関係」長谷部弘・高橋基泰・山内太編『飢饉・市場経済・村落社会—天保の凶作からみた上塩尻村』刀水書房、15-44。
- 速水融2009(1983)「幕末・明治期日本の人口趨勢—空白の四半世紀」『歴史人口学研究』藤原書店。

廣嶋清志2016「人口の男性化と増加―近世後半の出雲国神門郡にみる」『山陰研究』9：19-36.

廣嶋清志2021「近世山陰―農村の人口と家族―石見国今浦の分析」『社会学雑誌』38：20-42.

廣嶋清志2023(投稿中)「江戸後期農村人口における波動と飢饉―山陰―農村, 今浦にみる」『人口学研究』43(1).

渡辺尚志2013『日本人は災害からどう復興したか―江戸時代の災害記録に見る「村の力」』農山漁村文化協会.

Tsuya O., Noriko and Satomi Kurosu, 2004, "Mortality and Household in Two Ou Villages, 1716-1870." In *Life under Pressure: Mortality and Living Standards in Europe and Asia, 1700-1900*, eds. Tommy Bengtsson, Cameron Campbell and James Z. Lee, et al. Cambridge: The MIT Press.

An analysis of the restoration of families after the destruction caused by the Tenpō Famine: a case of Imaura village in Iwami Province

HIROSIMA Kiyosi

(Professor Emeritus, Shimane University)

[Abstract]

Imaura, with a population of 553 individuals and 99 households, is situated on the coast of the Japan Sea. During the Tenpō Famine in 1838 deaths occurred among 69.7 per cent of the households and 25.8 per cent of the population. We examined the events paying special attention to marriages that took place by 1841 that were caused by the deaths in that year.

(1) While 35.4 per cent of heads of the household died, the sons of 51.4 per cent of the households succeeded their position; 33.3 per cent of them got married at the same time. Thus, the deaths of household heads resulted in marriages (with 80 per cent of them being first marriages). The grooms were mostly aged 29 and 30's (50 per cent each). Deceased household heads were succeeded by their widows in 14.3 per cent of the cases. These successions resulted in remarrying among 20 per cent of the widows.

(2) While 38.9 per cent of wives died, in 40 per cent of the cases, the household heads also died in the same year, rendering 16.2 per cent the household heads bereaved. However, 37.5 of them got new wives in a short term period.

(3) In these households, 20.7 per cent of sons died, 12.7 per cent (4 sons) of whom had wives and the half (2 sons) of whom remarried. In both cases, the two grooms were the younger brothers of the deceased men.

Therefore, marriages were conducted not only to fill the void caused by the deaths but also to restore families by taking advantage of the hollowness of the household members, which reflected their resilience. Resilience comprises of the elasticity in marriage formation rules or norms, accommodating extra family members and allowing later marriages. These traits derive from the Western Japanese family system group into which the family in Imaura is classified.

Keywords: Tenpō Famine, death, marriage, new household head, late marriage.